

◆平城京左京三条一坊七坪の調査 —第303-4次

1. はじめに

調査地は、奈良市二条大路南3丁目183に所在し、北新大池の南に位置する。休耕地となっていたが、集合住宅を新築する計画があり、事前調査として発掘調査をおこなった。調査区は建物建設部分を中心に南北36m、東西12mの範囲で設定し、面積は432m²である。調査期間は1999年7月12日から8月13日。

調査地は、平城京左京三条一坊七坪の中央部西よりにあたる。同坪では、これまで奈良市教育委員会が1カ所、奈文研が6カ所の調査をおこなっており（奈良市第38次調査、平城宮第231次、第234-16次、第242-8次、第258-2次、第258-5次、第269-5次）、今回の調査地は、第258-2次の西、第258-5次の北に位置する（図78）。

2. 基本層序

本調査区の基本的な層序は、現地表から畑の耕作土で



図78 調査区位置図 (1:2000)

ある黒色土、床土である橙灰褐色砂質粘土、遺物包含層である灰褐色砂質土、地山である黄灰白色シルト質粘土となる。

橙灰褐色砂質粘土は、標高63.0m前後に層厚10cm程で調査区全体に認められるが、北半では灰褐色砂質土がみられず、直下で黄灰白色シルト質粘土となる。本調査中、柱穴掘形の平面が最も大きいSB7717においても、確認した深さが35~40cm前後であり、旧地表面を含め、地山自体が一定の削平を受けたものと推定される。

また、地山である黄灰白色シルト質粘土層には、下層の水性堆積物である灰褐色砂層の隆起が部分的に認められた。この傾向は特に調査区西辺、および東辺南半において顕著である。

3. 検出遺構

床土上面で、大小の南北耕作溝を検出した。埋土中からは近世から奈良時代にかけての遺物が出土している。

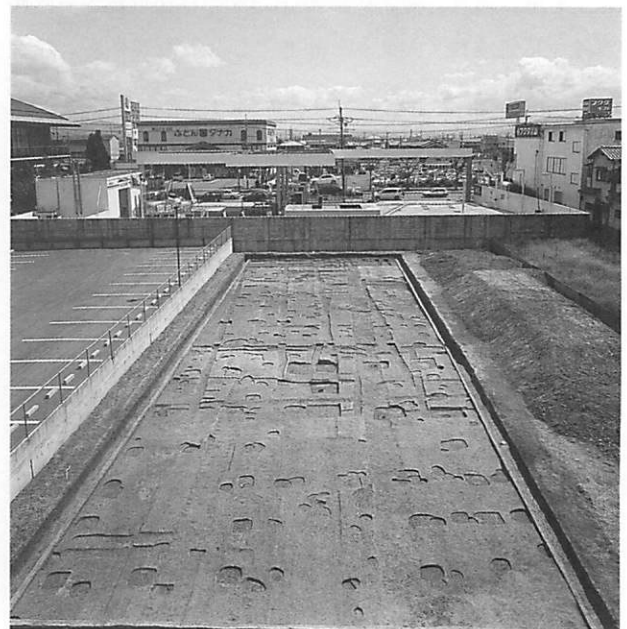


図79 調査区全景（北より）

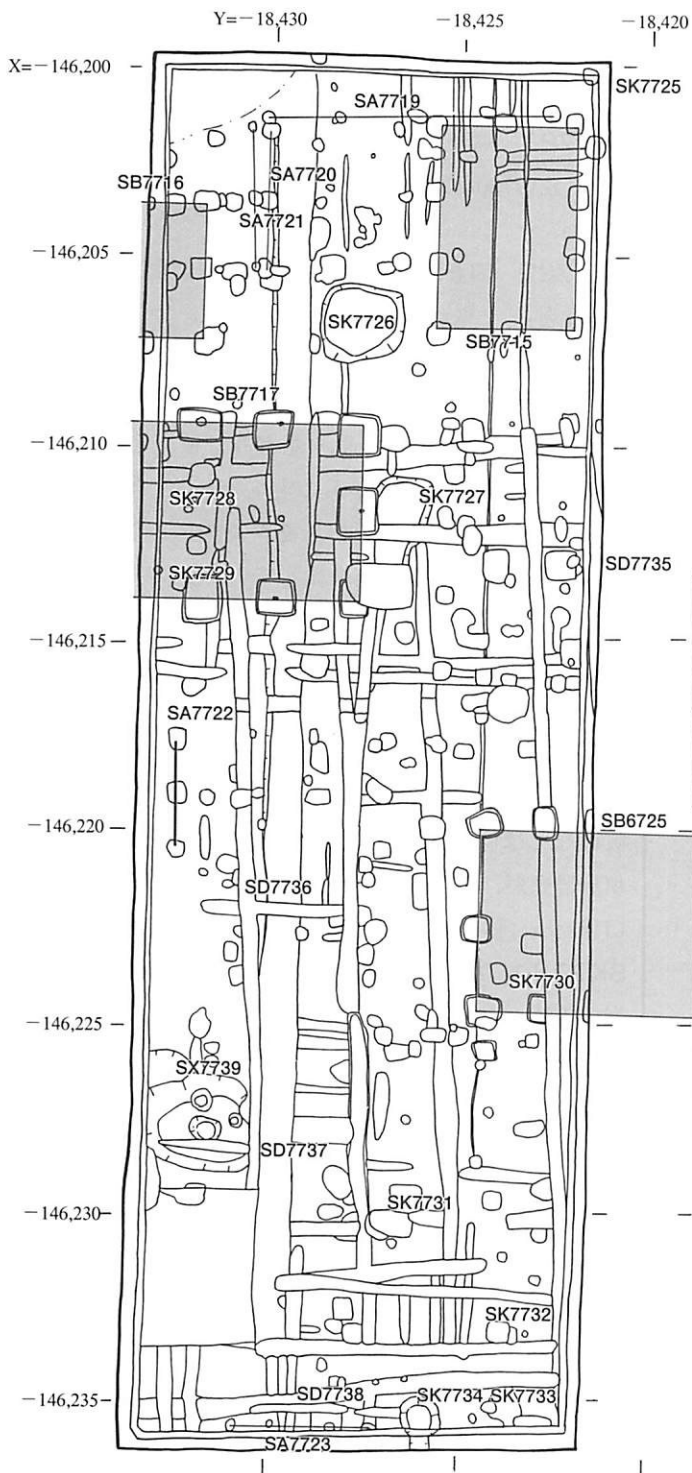


図80 第303-4次(西)・258-2次(東)遺構平面図(1:200)

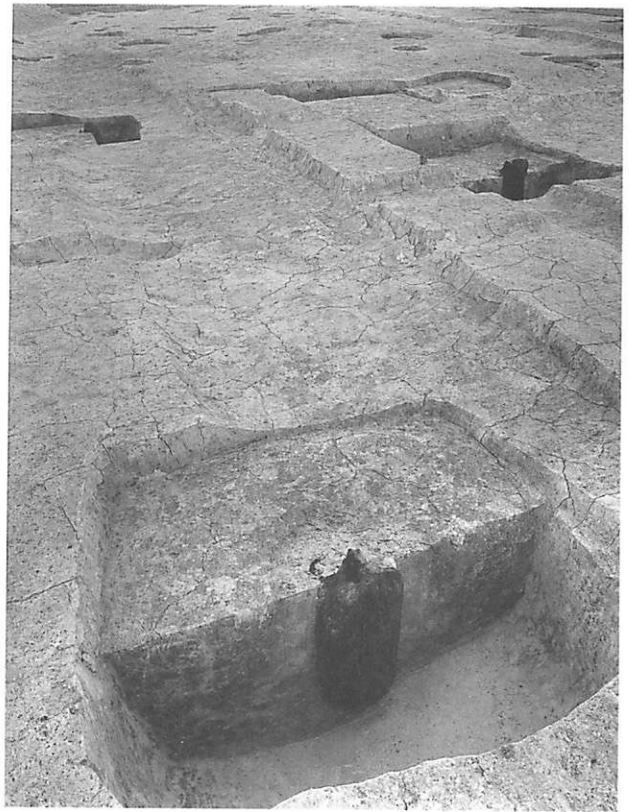


図81 SB7717検出状況(南西より)

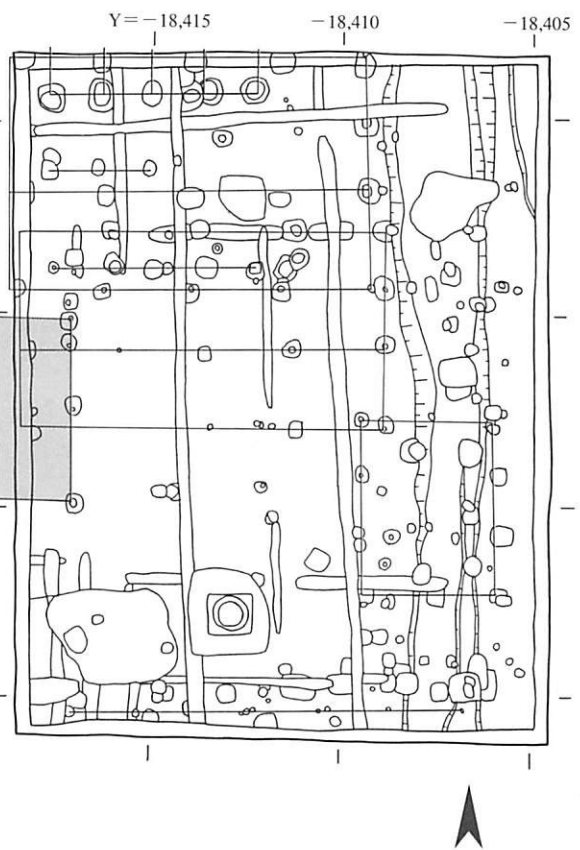




図82 SK7732須恵器甕出土状況（北より）

床土掘削後、遺物包含層上面、および地山面において、掘立柱建物4棟、塀5条、および土坑、溝を検出した。この他にもまとまりを把握できない大小の柱穴がある。

包含層下において検出した遺構は、遺物のありかたなどから、おおむね奈良時代あるいはそれ以前のものと考えられるが、明確に時期を押しえられるものは乏しい。以下に主な遺構について記述する。

SB7715 調査区北東端で検出した東西3.6m南北5.3m、梁行2間（柱間6尺：以下同じ）桁行3間（6尺）の南北棟掘立柱建物。柱穴に柱痕跡は認められず、埋土全体に土器片の投棄がみられることから、柱穴はいずれも抜き取り穴であり、柱はすべて抜き取られている。

SB7716 調査区北西端で検出した南北2間（6尺）東西2間以上（6尺）の掘立柱建物。調査区西壁に柱穴がかかり、東西方向の1間分を確認した。東西棟になる可能性がある。

SB7717 調査区中央やや北よりで検出した梁行2間（7.5尺）桁行3間以上（7尺）の東西棟掘立柱建物。柱穴は1辺1.2m前後の方形の掘形をもつ。確認した7基のうち3基に柱根が遺存していた（図81）。これらは、いずれも堀形の中央ではなく、偏った位置にある。前述のように、遺構検出面から堀形底面までの深さは30～45cm前後であった。東妻中央の柱掘形は、奈良時代の遺物を含む土坑SK7727に切られる。また、東から3列目の柱筋に位置する土坑SK7728は、柱穴掘形埋土と同じ暗灰色の粘質土を埋土とするが規模が小さく断面が皿状を呈する浅いものである。

SB6725 調査区中央やや南より東端で検出した梁行2間（8尺）の東西棟掘立柱建物である。本調査区では桁行2間分（5尺）を確認した。この建物は、東に隣接する第258-2次調査で検出した東西棟建物SB08の西半部分に相当すると考えられ、その結果、SB6725は、南北4.8m東西7.4m、梁行2間（8尺）桁行5間（5尺）の

東西棟建物であることが確定した。なお、建物内に位置するSK7730は、柱穴と同様の埋土をもち浅い皿状の断面形をもつ。

SA7719 調査区の北端、SB7715の北妻の外側に沿って検出した柱間6尺4間分の東西塀。

SA7720 調査区西北で検出した柱間6.5尺2間分の南北塀。

SA7721 調査区西北で検出した柱間6.5尺2間分の南北塀。SA7720とほぼ同じ位置にあるが、SA7720よりも新しい。

SA7722 調査区中央西側で検出した柱間5尺2間分の南北塀。

SA7723 調査区南端で検出した東西柱列。3間分確認したが、中央がやや広い。柱穴の形状は杭列状である。

SK7727 調査区中央やや北寄りで検出した南北2.2m、東西1.5mの浅い不整形の土坑である。埋土上層の橙褐色土には碎片化した土器片を含んでいたが、下層には無遺物の灰褐色砂質土が堆積していた。SB7717の妻柱の堀形を切る。

SK7729 1辺50cmの略方形の土坑。土坑内に平瓦が多量に廃棄されていた。

SK7732 調査区南西隅で検出した径0.8mのすり鉢状の土坑。上層には碎片化した土器を含み、下層からは、破碎してはいるものの1個体に復元することのできる須恵器甕が、口縁部を下にした状態で出土した（図82）。口径24cm、体部最大径41cmをはかる。

SK7734 調査区の南端で検出した径1m程のすり鉢形の土坑。南端は調査区外へと伸びる。埋土は焼土・炭を含む赤褐色土で、多量の須恵器、土師器、瓦片が出土した。これらに伴って土馬の破片も出土した。塵芥処理用の土坑であろう。土器は平城宮土器Ⅳ・Ⅴ段階のもの。**SD7736・7737・7738** いずれも奈良時代のものと考えられる幅30cm前後の東西溝である。SD7737は、SX7741の下面で検出し、SD7738はSK7734に切られる。これらの溝は、溝の間隔・位置関係から、第231次で検出した坪内道路SF5777の南北側溝に対応する可能性がある。

SX7741 調査区南西部で検出した径2.6mの不整形の浅いくぼみである。埋土中に土器片を含む。土器は平城宮土器Ⅲ段階のもの。

4. 出土遺物

遺物は、奈良時代のものを中心として、床土上面で検出した耕作溝、柱穴、溝、土坑などの各遺構、および遺物包含層中より出土した。

土器・土製品は、奈良時代の土師器、須恵器を中心にコンテナ16箱分が出土した。SK7734からは土馬が出土している。本調査区の南に位置する第258-5次調査では、土坑中より完形にちかい2点の土馬が、また坪東端の第242-8次調査では、21点の土馬片が出土している。瓦は小片が多いが、軒丸瓦3点、鬼瓦などが出土した(表12参照)。

金属製品には、鉄製品、銅製品があり、鉄釘、飾り金具などが出土している。鋳造関係遺物として、鞆の羽口片、炉壁片、鋳滓が出土している。石製品では、砥石が出土した。

5. まとめ

今回の調査では、南北に細長い調査区の性格上、規模の判明した建物は、SB7715、およびSB6725の2棟にすぎないが、調査対象地である左京三条一坊七坪において従来の調査で指摘された、①小規模な建物が多い、②建て替えが少ない、③建物の密度が低い、というあ

表12 第303-4次調査出土瓦集計表

| 軒丸瓦 | | | 軒平瓦 | | |
|------|--------|--------|-------|-------|------|
| 型式 | 種 | 点数 | 型式 | 種 | 点数 |
| 6348 | A | 1 | | | |
| 6233 | ? | 1 | | | |
| 型式不明 | | 1 | | | |
| 軒丸瓦計 | | 3 | 軒平瓦計 | | 0 |
| | 丸瓦 | 平瓦 | 塼 | 凝灰岩 | 道具瓦他 |
| 重量 | 12.3kg | 54.8kg | 2.5kg | 0.3kg | 鬼瓦 1 |
| 点数 | 178 | 968 | 3 | 2 | |

りかたは、本調査区においても認められた。

遺構の帰属時期については必ずしも明確な材料が得られてはいないが、判明したものについては平城宮土器Ⅲ段階以降のものであり、このことも従来の調査成果とおおむね一致する。

左京三条一坊七坪は、上述のような遺構のありかたから、貴族の邸宅ではなく、京内の官衙的施設が所在したものと推定され、平安京における位置関係、あるいは奈良時代前半の遺構が希薄であることなどを根拠に、大学寮に比定されている。今回の調査では、このことを積極的に裏づける材料は得られなかった。

本坪は、平城京内でも調査の蓄積された地域であることから、従来の調査成果全体を踏まえた坪内の利用あるいは性格についての検討が必要であろう。(次山 淳)

平 城 専 こらむ 欄 ②

◆おっ、お代官様、 水上池は庭園遺構で御座候

水上池は平城宮北東部に面する東西約370m、南北約370mの台形状の池で、東岸が東院東辺延長部にほぼ一致し、南岸が平城宮北辺に合うことなどから平城宮造営時に造成されたものと考えられている。平城宮の北部には松林宮を含む広大な松林苑があるが、水上池北岸の出嶋には瓦の散布がみられることから水上池も松林苑に含まれると考えられている。

この傍証となる弘化4年(1847)の水上池に関する古文書『水上池中島九ツ取払につき御願案』が天理大学附属図書館に保管されている。これによれば、河内の江田の豊次郎なる人物が水

上池近傍の村々の庄屋から水上池を漁場として利用する権利を得、網場に用いるための長さ30間の出島を池の東岸、北岸、西岸の3ヶ所にそれぞれ設ける計画をし、その工事の許可を庄屋らが郡山藩の代官に願ひ出していた。ところが着工後、水を抜いてみると、北岸に長さ20間、東岸に6間の出嶋の遺構と考えられる「下地出嶋」が見つかった。そこで庄屋らは北岸の出嶋は合わせて50間とし、これ以外の9ヶ所の「古嶋」(出嶋や中嶋)を取り扱う約束を豊次郎とし、その追認を代官に願ったのであった。

この文書が示す通り、弘化4年まで水上池には出嶋や中嶋が多数存在し、禁苑の趣を色濃く残していたのである。因みに、北浦定政の『平城宮大内裏跡

坪割之図』の完成は5年後の嘉永5年(1852)であり、庭園遺構に関する記述はみられない。

現在の水上池は南西部が釣堀となり出嶋遺構1ヶ所が北岸に残るのみであるが、天皇陵として保存される古墳群とともに歴史的風土特別保存地区に指定され風致が良好に維持されている。春日山に月が昇れば大官人の遊ぶ船を思い浮かべたくもなる環境である。松林苑の風致の保全は貴重な遺構・遺物の保存と同様に平城宮を理解する上でも重要な課題である。

年報I連載予定だった「遺跡の履歴」は諸般の事情でコラムになりました。詳しくは別稿で。

(内田和伸)